物資集積拠点に関する
調査特別委員会

令和８年６月２６日

葛 城 市 議 会

物資集積拠点に関する調査特別委員会

１．開会及び閉会　　令和８年６月26日（金）　午後５時05分　開会
　　午後６時25分　閉会

２．場　　所　　葛城市役所　新庄庁舎　第１委員会室

３．出席した委員

委員長	吉村　始
副委員長	藤井本　浩
委員	西川善浩
〃	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	谷原一安
〃	川村優子

　欠席した委員　　な　し

４．委員以外の出席議員

議長	増田順弘
議員	福本善之
〃	木村　公
〃	鷲本義明
〃	速水一生

５．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西川勝也
書記	神橋秀幸
〃	西邨さくら

６．調　査　案　件
　（１）物資集積拠点に関する事項について

開　会　午後５時０５分

吉村委員長　ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、これより物資集積拠点に関する調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございます。今日は、台風というか大雨が降りまして、そして警報も出ました。今注意報に変わっているというふうなことでございますけれども、市内の小・中学校などは休校になっております。こういうことでございます。本当に突然の災害が来るというのは大変なことでございます。

阿古市長も就任以来、特に葛城市内の防災力強化につきましては力を注いでこられたということは確かなことでございます。その点、多くの方々も知っておられますし、私も評価をしている１人ではございますけれども、行政の事務手続につきましては、私ども市議会の機能の１つとして、市政が市民のために公正かつ適正に運営されているか、執行機関を監視チェックする機能が私どもにございます。その点、私ども委員会の存在意義があるわけでございます。今日も本当にいろんな意見を出していただくことになろうと思いますが、慎重審議どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、委員外議員のご紹介いたします。速水議員、靏本議員、木村議員、福本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入りますが、簡単に本日の委員会についてご説明いたします。

本会議、本日、先ほど終わりましたが、本会議の委員長報告でもお伝えいたしましたが、６月22日に本委員会の調査・審査事項であります４つの事項について、理事者から提出のあった資料に基づいて調査、審査を行いまして、そして２日後のおとどい、６月24日の本委員会では、６月22日までの理事者側の答弁内容を踏まえ、今後の委員会運営について協議を行いました。

委員の皆さんからは、本委員会運営のスピードアップを望む声や、３月定例会で可決した決議の早急な履行を求める声、また、現行の地方自治法98条１項より強い権限がある百条委員会への移行を検討すべきなどの意見が、これが６月24日の委員会ではございました。

協議の結果、調査について次のステップに進む前に、３月定例会の決議に対して、これまで複数の委員から市長と副市長、いわゆる土地開発公社の理事長の見解もお伺いしてきたところではありますけれども、委員の中から、今後の調査の方向性を委員として考えるためにも、改めて市長、副市長のお考えを再確認したいというふうなことがございましたので、先ほど協議会を開きまして、そして、市長と、それから副市長の今のお考えを聞くことができ、そして、私ども委員会としても再確認をしたという流れになります。

それでは、このことを前提といたしまして、（１）物資集積拠点に関する事項についてを議題といたします。こういうタイトルがついておりますけれども、先ほどの協議会での市長のお考え、副市長のお考えなども聞いたのもあり、また、６月22日、６月24日の議論なども

含めまして、今後、この委員会の進め方について、皆さんのご意見をお伺いをしたいと思います。

意見おありの方、いらっしゃいますでしょうか。この前、98条の１では、これ以上審理を進めていくことは難しいのではないかと。それで、100条の要件も付与するべきではないかという意見が出てまいりました。このことにつきまして、２日前にそういった話があったわけですけれども、皆さんのお考えをお伺いできたらなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

谷原委員。

谷原委員　私も、98条の調査権に基づいて、この間、なぜ不適正な事務として、不適正な事務というのは債務負担行為を行わずに葛城市が土地開発公社に先行取得を依頼し、そのための契約をしたということが起きたかどうか、この事務の不適正な在り方について調査したけれども、どうも分かりかねるところがあると。もう一つは、違法建築部分が含む建物を市として購入するということについての在り方についても、もう一つなぜそういうことが起きたのか。こういうことについてのつまびらかな状況を把握することはできなかったなと思っております。

これができないと再発防止、こうしたことが今後二度と起きてはならないということの提案も具体的にすることができませんので、私はまずはきちっと真相究明を行うということの前提の上で初めてそういう提案もできますから、まずは事実をもっと正確に正しく把握するために、100条調査権では強力な調査権が発揮できますので、それに基づいてきちっと調査すべきかなというふうに思います。その上できちっとした報告書をつくって、今後こうした不適切な事務が起きないように、議会としてしっかりと提案できるものと考えますので、それをぜひやっていただけたらなというふうに思います。

吉村委員長　再発防止のための真相究明のために、100条の要件が必要だというお考えということですね。

ほかに何かご意見がありましたら。

梨本委員。

梨本委員　私も、今谷原委員がおっしゃられたように、この間ずっと調査してきたんですけれども、なかなか真相究明といいますか、原因がちゃんとはっきりしないことがたくさんあるなというふうに感じています。特に重要な答弁、これ、理事者側の答弁が二転、三転していたりとか、事前に本当に調べてほしいことを、当然分かるであろうことが調べられてないとか、こういったことが本当にここまで続いてきていますんで、私自身としてはもう１段階ステップアップ、100条調査権をつけるなりしてしっかりと真相究明していくということが大事だと思います。

特に、違法な手続、手続の違法性といいますか、このことは浮き彫りになっているということなんですけれども、実際に市の公金を議会の承認なしに支出しようとした。これは非常に問題であって、これをちゃんと再発防止していくということは大事なことだと私は思うんです。かつ、そのような手続をしなければならなかった原因、なぜそんな手続をしていったのかというところまで深掘りしていく。また、それがこの間の調査の中では議事録等も残っ

てないということですので、誰がそれを主導していったのかということすら分からないんです。そのことはしっかりと議会のほうで究明していって、今後の行政の在り方、見直していく上でしっかりと提言していくというのが市議会の役目ではないかなというふうに考えます。

以上です。

吉村委員長　今、谷原委員と梨本委員のお考えは聞かせていただきましたけれども、ほか、ご意見おありでしょうか。

奥本委員。

奥本委員　今日、協議会で、市長と公社の理事長である副市長のお話、聞かせていただきました。これまでの以前のこの委員会の話も踏まえてですけども、これまで地方自治法第98条に基づいて、この特別委員会は調査してきたわけです。

ここで法律のところの詳しい解釈を踏まえた上で言いますけども、98条は、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができるという、そこまでしか書いてないんやね。法的な解釈というか、厳密に言うと。だから、検査するところまでやりました。ところが、それがよく分からんかったとなってくると、その次の段階というのが98条の２というのはあるんですけども、それか、あるいはその次の100条。100条に至るとこう書いています。目的とするところは、住民の福祉増進のために適正な事務処理をし得るかどうか。その実態や真相を把握して、ここからが重要なんです、もし違法や不正な事実があれば、その原因を究明して、それを是正・改善する方策は何であるかを見いだし、是正・改善させる。そして、必要に応じて責任の所在を明確にして将来を戒め、議会の監視機能と政策機能の発揮に万全を期するためという、そこまで進めれると書いてあるんです。

だから、最終的に我々は何が不正かどうかだけをはっきりさせるんじゃなくて、こういうことが二度と起こらないようにするために、やはりこの特別委員会が存在するかと思いますので、そうなってくると、現状98条のままでいくと、明らかにするところまではできるんですけど、それも明らかにできてないとなってくると、もう少しそれをはっきりさせるためにはその次の100条で明らかにする。調査の権限が付されるわけですから、それはできると。そこで止まっても駄目なんです。目的はやっぱりその次、二度とこういうことが起こらんように事務処理の適正化を徹底するという、そこが最終目的というか着地点だと思いますので、なってくると100条に進んでいくかなという気はします。

吉村委員長　分かりました。事務処理の徹底化ですね。これは３人おっしゃっていますが、再発防止ということが、そのためにも100条が必要であるというお考えですね。

ほか。

川村委員。

川村委員　百条委員会という一番最高の調査権ということですけれども、これをする目的というの、調査対象というのは、今回、さきの方が言われましたように、不適切な事務をしているということ、またその行政手続、そして公金支出の適法性とか、そういったもの、また、内部統制とかコンプライアンス体制がどのような問題があるのかとか、首長、また幹部職員の管理・監督責任というところに幅広くそういった責任という部分が及んでくるわけなんですけ

れども、共通して言えることは真相を究明して、今までしてきた98条のこの委員会でなかなか出てこない部分というのがまだ出てきてないのかなと。そのためにも、何が原因なのかというところが、どうしてこんなことが起こったのかというところがまだはっきりしてこないという部分で、違法な事務手続をしたということはもう分かっているわけなんですけども、行政のコンプライアンス意識がもし低迷しているならば、その組織内の風土というものをこれから是正していく、そのことについて調査、また、それに対する改善というものを求めていかなければならないのではないかというところも、その上、なぜこんなことが起こったかというとこら辺はもうちょっと明確にやっぱり調査をしていくべきであって、二度とこのような手続にならない、そういったプロセスをきっちりつくり上げていくことが肝要かなというふうに思うので、更なる調査というものが必要かなというふうに私は思います。

吉村委員長　今４人の方にいただいて、いずれもコンプライアンスとか、そういう真相究明のために100条調査権が必要なのではないかというご意見をいただいておりますが、ほか、ご意見のある方。

藤井本副委員長。

藤井本副委員長　今まで意見された方とほぼ同じことになるんですけども、市役所やいろんなところから書類等の調査はもう終わったところでございます。しかし、きちっとした答えが、結論が出ていないという。事務に不適切なところがあったというところから出発はしていますけども、その部分のみならず、この問題、私が今思っているのは、その部分論だけでなく全体論を見ると、まだどこかに直していかんなんところ、数々あろうかと思います。そういった意味合いでも葛城市のために、また、葛城市役所が適切にこれからも機能を発揮していただくためにも、きちっとすべきところはきちっとすべきであろうと。こういう問題が起こったときには短期で解決するというのが鉄則であろうかと私は思いますので、今までの調査を引き続き証言等も求めながら、百条委員会を持って進めていって、なるべく早く終結をしたいなというふうに思っております。

以上です。

吉村委員長　証言等も求める必要があるであろうということですね。藤井本委員も百条委員会を設置すべきであろうという意見ですね。今で５人。

西川委員。

西川委員　この委員会で、かなりほんまにずさんな事務処理というのは明らかになりました。本当に地方自治法214条に対してのことに対しても、認識の甘さであるとかというところも明らかになってきました。例えば100条、皆さん100条100条、その後に何が出てくるかというのは、もちろん100条してみな分からへんやろうみたいなことを……。

吉村委員長　今、技術的なあれで映像がフリーズして、音声は流れているんですかね。

（「暫時休憩」の声あり）

吉村委員長　暫時休憩をします。

休　憩　午後５時２２分

再　開　午後５時２６分

吉村委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

今し方、私が各委員に今後のこの委員会の進め方について意見を求めましたところ、順次挙手いただいて発言をしてくださっていました。西川委員の発言中、機械トラブルが起こってしまいまして、暫時休憩をした形になりました。

西川委員、話が途中だったんですが、すいませんがもう一回最初からお願いします。

西川委員。

西川委員　この特別委員会の中で、本当にずさんな事務処理、不適切な事務処理が明らかになってきました。私もこれ、憤りを感じているところでございますし、これを次どないして市のほうにただしていくかというところを含めたら、皆さん100条とおっしゃっていることありますけど、ここに、僕は先ほどあった決議文というところも非常に大きく関わってきているんです。というのが、僕の中では、あれを速やかにやっていただきたいというところがあります。

これ、100条になったら慎重に考えていただきたいのは、予算も伴います。弁護士さんに相談しながら刑事罰の違法性のことも考えやなあかんところも出てきます。その部分がばーっと、背景に何があるか分からないから100条を今するということですよね。それが僕には今あんだけつまびらかにやって、ずさんなことをやってて、これは委員長、次どなたとかに、僕、今やったらいいじゃないですかって、みんななっていますけど、どなたに何を聞いてとか、そういうこと一切分からないんですよね。もしかしたら、最初からやるんやったら、やっぱりお金の流れもつかまなあかんかもしれません。もちろんそういうところも必要です。

先ほど藤井本副委員長が言わはったんは、短期間で終わったらいいということもおっしゃるんですけど、これ、分からないんですよね、僕の中では。今まで先輩らが百条委員会をやらはったときに、そんなところではないのかなと。経験をしてないもので何とも言えないんですよ。それを短期間で終わる。僕はどっちかいうたら、負のイメージというか、というところを持っている……。

吉村委員長　100条に対するね。

西川委員　100条に対してね。これ、率直な意見ですよ、を思っています。ほんで、それを誰に今何を聞いたらいいとか、あれをしたいんやけどお金がどんだけかかるんであるとか、というところも全く想像がつかない。今、理事者は、僕はほんまにずさんやと思っていました。こんなことまで、隠さんなんことというか、そんなメールがあったのに市長に上がってなかったとか、そんなことって、この委員会で出たわけじゃないですか。これ、ほんならどないですかと言うたときに、何か出てくるんですかというところも分からないんですよ。

そのときに議会として、要は最終のところ、どういう形で持っていくかというところが想像つかないところがあります。例えば、この委員会でやるんですか、問責決議という手もあるかなと思います。というのも１つの方法かもしれませんし、何をもってこの100条というところが、今まだ自分の中では落とし込めてないし、あの受援施設を売らなあかんと僕は思っています。早く処分せな。それの棚上げになることは非常にまずいと思っているところもあります。

だから、僕は切り分けてではないような気がします。最初から、もしかしたら売主さんか

ら話を聞かなあかんところも出てくるやろうし、いろいろずーっと調査というか、そういうことも、ただ、そこに何があるのかというところが皆さんの中でつかんではるのかとかいうのが分からないです。順序というか、何かしらのそういう準備というのがあるのかと。前の百条委員会ではいろいろと証言が持っていることがあって、事務局からも聞きましたけど、それでそれに対して相談も行かれてというところもあった。議会の見られ方というところ。もちろん両極端ありますよ。あるけど、両極面もありますけど、そこに対して僕はちょっと踏みきれないところがありますね。

先ほど市長が言われたのは、確かに煮えきらんような協議会の中での話でしたけど、売却も考える方向もという話をされた中、それも選択肢の１つですと。ここについて、僕は一生懸命そこに対して訴えかけていきたいというところがあるんです。この100条をする目的は先ほど奥本委員もおっしゃったかなと思いますけど、そやけど、そこに対してもっと、何か皆さんが持たれているというところが明確に僕はちょっとなってないんですよ。ぼやっとしている。というのが僕の率直な意見で、不正な事務手続を正す。この委員会でも問責決議でできるかもしれませんし。だから、その辺が、100条で何が出てくるかというところまでつかまれてるのかなというところが、僕は見えてないんですね。そこが僕は、予算もほんまにかかることで、そこがどこまで、100条と言うたら本当に伝家の宝刀といいますか、強力な調査権限あって、新聞社等々もいろいろと面白おかしく書くかもしれません。その辺が私は、まだ最終どこに着地点を持っていこうとしてるかというのが見えないというところに、うーんというまだ。そこまでじゃなくてまだやれることあるんじゃないかなというところが僕の意見ですね。

吉村委員長　なるほど、分かりました。まず、今の話の中で大まかに３つあったかなと思うんですが、１つが100条をすることによるデメリットですよね。決議と委員会が、違うとはいえ完全にリンクしてないことはなく、例えば土地を買ってもらうときに懸念材料になるんじゃないかというのが１つと、それからあと、方法のところですよね。それがイメージがつきにくいと。例えば誰に何を聞いてするのかというところが明らかにならないから。これは当然、この委員会でも、前提がないとあかんなというふうなことが思うのと、それから、あともう一つが、98条の今のでもまだまだ調査できることがあるんじゃないのというこの３つのことかな、今聞いててあったのは。そんな感じですかね。

西川委員。

西川委員　そういうことなんですけど、調査できることがこの先あるのかないのかと言われると、明らかにいろいろと出てきたじゃないですか。そういうずさんな処理とかがね。そこに対して、この委員会でこういうことをちゃんとやってくださいねと決議する。ちゃんと調査を究明して、ちゃんと報告をくれと。ほんでこういう体制にしたということをできるのじゃないですかということを今、委員長に言うたんですね。問責決議とか、例えばね。

吉村委員長　問責決議とか、例えば。という西川委員のご意見でした。途中で機械トラブルもあったりとかして大変やったんですけど。

ほか。ご意見とか、この意見も受けてとか、それぞれほかの委員の意見も受けてとかいう

のがあればお伺いをいたしますけれども。

杉本委員。

杉本委員　今日は協議会で、僕のわがままで皆さんに付き合っていただいて感謝しているんですけども、協議会でしっかりと僕は処理するという言葉を、これ、話が出てきたのは去年の11月とかでしたっけ、12月でしたっけ。

吉村委員長　最初にね。予算は12月ですね。

杉本委員　６か月、７か月かかっているわけで、それで、この前の委員会でもやっぱり堂々巡りなとこあったから、次の手を考えなあかんのはそらそうなんでしょうと思うんですけども。これは100条をつけるってなったときに、どういうスケジュールというか、どういうやり方で、例えば目的のとことかでも、例えば100条のそういうところ分からないですけど、受援施設を早く処理するためにいろんな項目を入れれたりできるのかとかね。僕はあの受援施設を早く処理していただきたいんですよね。ほんで、不手際がいっぱいあるのは、やればやるほどじゃないですか。それは議員として、議会としてはやらなあかんなと思うんですけども、タイムスケジュール的なことと、あと、事務局ですよね、予算取りであったり、実務的なことというのを教えていただきたいなと。今日、何か決めるとかないですよね、別に。その辺の全体の目的があったりというのは、また次回つくる感じなんですかね。大本の何かがあったりするんですかね。

吉村委員長　私は委員の皆さんのご意向を最大限に引き出さなきゃいかんというのが私の仕事ですけど、最初からこれはということはないんですが。今、事務的なことについてのご質問ということですかね。全部が全部とはいかないまでも、現時点で、今後こういう段階が必要になってくるということがもし事務局のほうで分かっている、ざっくりとしたことがあれば、それでお答えいただいたら分かりやすいですか。

じゃあ、西川事務局長。

西川事務局長　事務局としてのお話をさせていただきますと、まず、この決議を出していただくに当たって、皆様で何を調査されるのかということを決めていただくことになります。その後、あとは調査経費の話になってきます。それは弁護士さんを呼ぶのか呼ばないのか、ざっくりと何回ぐらい来てもらうのか、大体ぼやっとした形でも誰を呼ぶのか、そういうふうなことを決めていただいた中で、あと、弁護士さんでしたら１回当たり幾ら必要であるというようなことで、丸い数字で、上限額の経費は何ぼ以内というようなところまで決めていただければ、決議の決議書というのは完成します。予算根拠となるその経費を計算されて、これぐらいというのであれば、議会事務局のほうから財政部局に対して補正予算の要求をさせていただきます。その後、査定等を受けて、最終議案として上がってくるのか上がってこないのかというような判断もしていただいた中で、100条ということが設置をするんであれば、そのような流れになってくるのではないかなというように思います。

吉村委員長　大まかなことは今事務局のほうからご説明いただきましたが、大体イメージはつかんでいただきましたか。いいですか。もう意見は終わりですか。

杉本委員。

杉本委員　ほんなら、こう目的とかいろいろなんというのは、大枠はまた正副で決めて、みんなで考えるか、また、後日考えるというんですか、その辺の……。

吉村委員長　それについては、委員のほうから正副に決めてと言われたら正副でしたりとかすることもあるだろうし、いやいやということであれば、私らはあくまでもこの委員会の皆さんのご意向に従ってやろうというふうな立場でございますので。よろしいですか。

川村委員。

川村委員　できるだけ委員の意見調整というものを尊重したいなと思うわけなんですけど、先ほど西川委員が問責決議って言われたんですけど、これは最終的に政治的な責任を問うというところになるので、そやから、ここでまだそこまでいかないのじゃないのかなと思うんです。だから、もうちょっと調査しないと駄目やということに、最終的な問責決議というのは、最終的な要するに責任をどう取るかというとこら辺になる。まだそこまではいかないのかなというふうに。私も問責決議って言わはったから、えっと思ってちょっと調べさせてもらったら。奥本委員はそんなご意見を持ってはんねんけど、私はそう思うんです。

吉村委員長　西川委員。

西川委員　問責決議は、言いましたけど、これ、別に法的拘束力はないんですよ。地方自治法の中でもないし。そやけど、この意思を、僕が言うたんは、この特別委員会で例えばということですよ、問責。

吉村委員長　例えば一例としてというかね。

西川委員　この特別委員会として理事者に対して、要はこういうことをしてくださいと。もっと反省をして、市民に対しても混乱を招いた責任もちゃんとしてくださいねと。だって、前に来ましたやん、市民にもね。だっていろいろ聞きますから。そういうこともちゃんと説明責任を果たしてくれというようなことを、この委員会で言うたらいいんじゃないですかという話で問責という話をしてる、例えばね。100条となったら意味合いが、僕は言うてるのは違うのは、結局その調査、今からしていきますよ。ほんならそうなったときに、イメージがまず湧かへんというところは思っといてくださいね。これも重大なことなんですけども、もっといろいろといろんな方々に証言をしていただいた中で、もっと根本的な何かが出てくるのかどうかとかいうところを、事前に皆さんかって、何か知ったはるのか、何かあるのかというところが僕の中では分からんかったんで聞かせてもらったというとこなんです。

吉村委員長　分かりました。

ほんなら、それを受けて、川村委員。

川村委員　おっしゃることは分かります。百条委員会も法的な拘束力はないんですよ、実際はね。だから、それは宣誓をして正しい証言をしてもらうという部分にはちょっとまた違う意味合いがあって、そこで偽証罪とかという部分は問われるところなんですけれども、それで出した最終的な、我々が経験の中で出したものが、じゃあ、司法の中で、要するに百条委員会そのものが有罪かとか無罪かとかというようなことを決める機関ではないので、そういった政治的な責任を問うというところは変わりはないのかなというふうに私は思っているんで。問責になるまでに調査はしないといけないという、ただそう思っただけで、責任を問うところと

いうのは最終ラウンドのところで、やっぱりいいのか悪いのかということについての意見を言うところは百条委員会でも同じかなと思うんですね。そういうふうに私は思ったので、今質問させていただきました。

吉村委員長　よろしいですか。

ほんなら、奥本委員、さっき手を挙げてくださってましたんで。

奥本委員　百条委員会とはそもそも何かというんですけども、さっきもちょっと言いましたけども、要するに調査を踏まえて、事務処理の結果を指摘して是正または今後の改善を要請するということが百条委員会の目的なんです。ただ、それに対して執行機関が、政治的、道義的にはこれを尊重して真剣に対処する責任を有するとも書かれています。それが守られへんかったときというのを実は書いてあるんです、一番最後に。調査の結果、執行当局の責任の所在を明確にして結末をつけるべき事件の場合には、それなりの責任追及の具体的措置が取られることになる。要するに執行機関がその辺の改善ができんかった、至らんかった、対処する責任を要するんやけどもできなかったというときはその次の段階、これが問責に当たるかな。具体的には問責とは書いてませんけども、責任追及の具体的措置が取られるというところがそこだと思う。だから、その手順としての百条委員会であって、その百条委員会で白黒はっきりつけるというんじゃなくて、調査した上で、それを正してくださいよということを要望する場であるのが百条委員会なんですよね。最終的に理事者に対して責任を問うというのは、百条委員会ではできないところなんですよ。

吉村委員長　調査をするということですね。

奥本委員　あくまでも調査です。調査にしても、98条と違うところは、証言とか発言に対して責任を負わせるという、そこだけなんですよね、違いは、98条と。98条は、あくまでも調査だけなんです、さっきも言ったように。調査だけで、聞き取りだけです。それに対してこうやってくださいというところまで言えるのは100条なんですね。

吉村委員長　谷原委員。

谷原委員　西川委員が100条のことについていろいろ懸念をされているところは、確かに百条調査委員会が、時には政争の道具として使われることがあったと。マスコミがそれを取り上げてということが、とりわけニュースなんかで流れてきたりすると、100条というのは政敵をおとしめる、あるいは攻撃するためにということを世間では思いがちなんだけれども、実際に各地方議会で百条委員会をやられている。ホームページで百条委員会報告書とかいうふうにやると、結構出てくるんですよ、それぞれの市町村のね。基本は事務手続上、いろいろ不適切なもんがあったことについて調査をすると。

それで、まずそこから出発なので、今回の場合、２億6,000万の高額な多額な予算出費となるものについて債務負担行為もなしにやられた。購入するところの違法建築部分があって、購入の流れも不透明なところがあると。だから、これを調査するということなので、そこで何があるかとかいうことを我々は分かってやっているわけじゃないですよ。分からないから調査するんであって、何が出てくるか、そこを目指してやるわけではない。そんなんなると、まさにそこへ持っていくというストーリーであって、そうではなくて、実際何が出てくるか

分かりません、調査する中で。だけど、なぜそういうことが起きたかということは明らかにすれば、不適正な事務がどこでどう起こったかということが分かるわけで、そこを改善の提言をしていただくと。

そのほかに、この土地を売却するに当たっての諸問題、これについても調査特別委員会で調査することができますので、併せてこれを売却する上での問題点とか、それがどうかいうことも目的に入れておけば調査することもできるので、それで、いろんな問題、課題が浮かび上がってくるのがいいのかなというふうに思います。

私が経験があるのは、多くの方も経験されました方が多いと思いますけど、葛城市の未処理金についての調査特別委員会も、最初の段階で分かっていたのは旧町以来の公金とは別のお金が、いわゆる裏金というんかな、最初のイメージでは裏金というようなものが、ある議員がそれをある金融機関の口座に隠し持っているみたいなことしか分からなかった。でも、それをやっていく中で、そのお金が何に使われたのか。その中で不透明な契約書が出てきたら、なぜそんな契約書がつくられることになったのか。新たなことがそこで出てくるわけですので、調査の目的というのは、不適正な事務があったときに調べていく中で、何があったのかいうのは調査の中で分かってくるというふうに思いますので、我々はまだ分かっているわけじゃないですよ。２億6,000万の土地をなぜこういう形で購入しちゃったのかという。これはおかしいということは分かっているわけですけど、なぜそうなったかいうことを調査したいということですので、100条に対していろいろ思われることがあって、私も初めてのときは非常に緊張しましたけど、実際やってみると、捜査権が我々あるわけじゃないから、犯人を突き止めることもできないし、責任がどうのこうの、その人物をどうこういうことでもないので、あくまで焦点はその事務処理の流れ、扱い、これについて焦点を当てていけば、そういう懸念はないのかなというふうに思います。

吉村委員長　目的をここだということを狙って調査するわけじゃなくて、分からないから調査をして、それで調査の結果、明らかになってくるんだというふうなお考えですね。そうですね。

皆さん、それぞれ意見を言っていただいて、結局、100条調査権を付与すべきだということにおっしゃっている方が今５名いらっしゃって、それについてはデメリットもあるんじゃないか、あるいは時期尚早という言葉は今はなかったですけど、それも含めてとお考えなのがお二人いらっしゃるということでいいですね。杉本委員はどういうお考え。

杉本委員　最初に設置する目的とか、何をしていくのかとか、今谷原委員がおっしゃったみたいに、僕は前も言っているみたいに、取りあえずあの受援施設、今の東室は、僕は処理するというふうに最初からオーダーしているわけですよ、こっちは。さっきも言いましたけど、６か月、７か月置いて今日の答弁があれやったわけです。あれが僕は聞いてて、100点みたいな顔でおったみたいやったけど10点ぐらいの返答じゃないですか、実は。だって、売るって言ってないんだから。なぜかそれが満点みたいな感じで映ったみたいなんやけど。

吉村委員長　議会の意思とはかなり離れていましたね。

杉本委員　僕は、最終的には、それをずっと掲げているわけです。さっきも言いましたけど、98の前の委員会でも、前、市長おられんかった委員会を、この前、市長がおられてもう一回やった

だけみたいに映ってるんですよね、僕には。だから、頭打ちになるのはそれは分かっているんですけど、100条をやることによって、例えば不手際な処理とかずさんなところというのは、それはやらなあかんでしょう、そういうふうに書いてあるからね、目的にも。100条の議員必携にも書いてあります。それはそれでいいんですけど、ただそこで、そこばっかりじゃなくて、僕はあの受援施設、皆さんがおっしゃるみたいに、売る気はあるで、売るつもりやでで来年の今やったら話にならないんですよ、僕は。来年今まで引っ張られてもしゃあないんでね。そこの調査もできんのか。

あと、スケジュールの問題、予算の問題。例えば誰を呼ぶのか、何を聞くのかというのを大づかみで、僕も分からないんでね。不手際があった。何かが分からんから調べる。それも一理あるでしょう。ただ、それをするにしても、こういう人を呼んで、こういう人を呼んで、こういうことを調べていきましょう。これがこうなっててなぜこうなったか、こういうところから調べていきましょう。だから、100条が要りますというのを、最初にあるじゃないですか、設置の目的とか。あれを見やな分からないって言っているんですよ。ただ、その中で、受援施設の処理というのが、それは第一の目的なんですね、僕は。そこが、果たして百条委員会で調べれるのか。はたまたこの決議は総務建設常任委員会に行くのかというのがあんまり分かってないというだけですね。あとはお金の問題と弁護士さんの問題。

吉村委員長　分かりました。ほんなら、一通り聞きましたので、ここで暫時休憩を取りたいと思いますので、再開時刻は追ってお伝えをしたいと思います。

暫時休憩します。

休　憩　午後５時５５分

再　開　午後６時２０分

吉村委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これまで議論をしていまして、休憩前までに複数の委員から100条を付与してやったほうがいいという意見も出ておりましたし、また、98条の１項、今で本当に全部調査ができているのか、まだできることもあるんじゃないかという意見もございましたので、これにつきましては、私、正副と、それから事務局とで100条のことについて調査をしてまとめるというふうなことをしたいというふうに思うんですが、ご異議ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　じゃあ、任せていただきまして、実際に100条を付すとすれば、費用面も含めてどれぐらい、これも積算もしなきゃいけないでしょうし、一定事務局のほうも準備が必要となってきますので、お時間も頂戴したいと思います。これで準備をして皆さんにお示しをするという形で、また次回の委員会をやりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

このほかに言っておきたいということはありますでしょうか。ないですか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようであれば、（１）物資集積拠点に関する事項については終結をいたします。

先ほどお話をいたしましたとおり、皆さんから、委員からのご意見も踏まえまして、正副と、それから事務局のほうで整理をさせていただきたいと思います。

それでは、本日の調査案件は以上でございます。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

鷺本議員。

（鷺本議員の発言あり）

吉村委員長　ほかに発言の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長　ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、本当に今日も慎重審議お疲れさまでございました。各委員から私ども正副に伺いましたことにつきましては、事務局と相談しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして物資集積拠点に関する調査特別委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

閉　会　午後６時２５分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

物資集積拠点に関する調査特別委員会委員長　　吉村　始